

## 社会保険労務士

労働及び社会保険法令に基づく申請等を業とすることは、国家資格を付与された社会保険労務士(社労士)だけです。社労士でない者がこれらを業として行った場合は、法律により罰せられます。

今号では、令和4年4月1日より施行される改正育児介護休業法(以下、改正法)について記載いたします。

改正法により、4月1日以降に労働者本人または配偶者の妊娠、出産等に関して申し出があった場合には、企業は当該労働者に対して、育児休業に関する制度について個別周知が必要になると共に、当該休業等の取得の意向があるか確認するための面談等を実施しなければならぬ義務が生じます。

この労働者からの申し出について、書面で行う場合、自社所定の申出書を用意する必要があります。また、制度の個別周知・取得等の意向確認を実施する場合は、基本的には対面における面談が望ましいと考えますが、オンラインによる面談、書面を交付する方法(労働

者が希望する場合は)ファックスを利用する方法、メールを送信する方法も認められています。

また、雇用環境の整備として、①育児休業に関する研修の実施②育児休業に関する相談窓口の設置③雇用労働者の育児休

**社長!!その悩み…  
社労士  
(社会保険労務士)  
が解決します。**

業取得に関する事例の収集及び当該事例の提供④雇用労働に対する育児休業に関する制度及び育児休業取得の促進に関する方針の周知のいずれかを行うことが必要で、「可能な限り、複数の措置を行うことが望ましい」と

されております。

有期雇用労働者の育児休業(介護休業)の取得要件に関しては、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上の者」の条項が廃止となりますので、就業規則の改定が必要になることや「勤続1年未満の有期雇用労働者を労使協定により対象外」とする場合は従業員の対象範囲が異なることから再締結も必要となります。

加えて段階的に改正される10月1日以降には、出生時育児休業(主に男性配偶者が対象の育児休業)や育児休業の分割取得ができるようになります。それに合わせ①以前にあったパパ休暇の廃止②育児休業の分割取得が可能に③1歳到達日後の育児休業の特別な事情がある場合の申し出要件緩和④1歳到達日後の育児休業について配偶者と交代で取得する場合の休業

開始日⑤1歳到達日後の育児休業の申し出回数⑥出生時育児休業の対象者期間、分割取得、就業等への対応に関して社内規定の改定が必要になります。申請書類の整備、就業規則の改定など改正スケジュールを確認し、順次進められることが必要になるかと思えます。御社の状況を再度ご確認いただき、ご対応されることをお勧めいたします。



### 今村速人社会保険労務士事務所

旭川市西御料5条1丁目2-14

☎0166-73-8721

▼ホームページ

<http://www.imamura-sr.jp/>

特定社会保険労務士

今村速人

(いまむら はやと)

今回の執筆担当

# 大丸 創造と提案、そして前進 大丸株式会社 道北支店

〒070-8071 旭川市台場1条1丁目8番 電話0166-76-4415 FAX 0166-62-6550

道北支店 北見出張所 〒090-0818 北見市本町3丁目2番6号 ナカシンビル本町2階 電話 0157-33-1611 FAX 0157-23-2005